

消防災第133号
平成19年3月30日

各都道府県知事
各指定都市市長 } 殿

消防庁長官

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を
改正する政令の施行について（通知）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第81号）が、平成19年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されます。

ついては、貴都道府県内の市町村及び関係一部事務組合に対し、下記事項に留意のうえ、今回の政令改正の趣旨に沿って適切に運用されるよう周知願います。

記

1 改正の趣旨

消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人の将来にわたる安定的な運営を確保するために、市町村が支払う掛金の額を引き上げること。

2 改正の内容

市町村の消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を団員1人当たり19,200円に引き上げたこと。（第4条第3項）

3 適用関係

(1) 改正後の掛金の額については、平成19年度以後の年度に係る掛金について適用し、平成18年度までの年度に係る掛金については、なお従前の例によること。（改正政令附則第2項）

(2) 平成19年度に限り、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人に対する市町村の掛金について、支払期限の特例を設けたこと。（改正政令附則第3項）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令 の一部を改正する政令について（概要説明）

平成 19 年 3 月 30 日
消防庁国民保護・防災部防災課

消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）や指定法人の将来にわたる安定的な財政運営のために、市町村が同基金又は指定法人に支払う掛金の額を引き上げる。

1 掛金額の引き上げ（第4条第3項関係）

（1）制度概要

- ・ 市町村は、消防団員退職報償金の支給の実施のため、基金又は指定法人との間に、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとされている。
- ・ 当該契約に係る掛金の額は、各年度について以下の額である。

[現行] 17, 200円×（前年度の10月1日現在の非常勤消防団員条例定員）

（2）改正内容

基金の財政状況にかんがみ、平成16年度以降17, 200円とされていた消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を次のとおり引き上げる。

団員1人当たり掛金額を17, 200円から19, 200円に引き上げる
(2, 000円引き上げ)。

【掛金見直しの考え方】

- ① 3年ごとに将来の財政収支見込みを計算し、最低3年間にわたり、変動調整準備金が最低限必要額と同等程度となる（大きく乖離しない）よう掛金の引き上げ等必要な措置を講じる。
- ② なお、3年以内に事情変更を生じた場合は、その都度見直す。

政令第八十一号

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）第七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「一万七千二百円」を「一万九千二百円」に改める。

附 則

1 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第四条第三項の規定は、平成十九年度以後の年度に係る掛金について適用し、平成十八年度までの年度に係る掛金については、なお従前の例による。

3 平成十九年度に限り、消防団員等公務災害補償等共済基金又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に

関する法律第二条第三項に規定する指定法人に対する市町村の掛金について新令第六条第一項及び第二項並びに第十四条第一項の規定を適用する場合には、新令第六条第一項中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「平成十九年度の基金又は指定法人に対する掛金の額（以下「新掛金額」という。）のうち、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第八十一号）による改正前の第四条第一項及び第三項の規定による掛金の額に相当する金額の掛金（以下「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、新掛金額から旧掛金額を控除した残額に相当する金額の掛金については同年度の十月末日」と、「各年度の四月末日」とあるのは「新掛金額のうち、同年度の四月末日」と、「当該年度の掛金の額」とあるのは「旧掛金額」と、「当該年度の十月末日」とあるのは「同年度の十月末日」と、「当該年度の掛金の額から当該」とあるのは「新掛金額から旧掛金額の」と、同条第二項中「日の属する年度」とあるのは「日」と、「掛金の支払期限」とあるのは「属する年度が平成十九年度である場合における同年度の掛金の支払期限」と、「当該契約を現に締結した日から起算して一月を経過する日（以下この項において「初年度支払期日」という。）」とあるのは「新掛金額のうち、旧掛金額については当該契約を現に締結した日から起算して一月を経過する日（以下この項に

において「初年度支払期日」という。）、新掛金額から旧掛金額を控除した残額に相当する金額の掛金については当該基金又は指定法人が定める期日」と、「初年度支払期日までに、当該年度の掛金の額」とあるのは「新掛金額のうち、初年度支払期日までに、旧掛金額」と、「当該年度の掛金の額から当該」とあるのは「新掛金額から旧掛金額の」と、新令第十四条第一項中「次の年度の掛金」とあるのは「次の年度が平成十九年度である場合における同年度の掛金」と、「第六条第一項」とあるのは「新掛金額のうち、旧掛金額については第六条第一項」と、「とする」とあるのは「新掛金額から旧掛金額を控除した残額に相当する金額の掛金については同年度の十月末日とする」と、「次年度支払期日までに、当該年度の掛金の額」とあるのは「新掛金額のうち、次年度支払期日までに、旧掛金額」と、「当該年度の十月末日」とあるのは「同年度の十月末日」と、「当該年度の掛金の額から当該」とあるのは「新掛金額から旧掛金額の」とする。

理由

消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人の将来にわたる安定的な運営を確保するために、市町村が支払う掛金の額を引き上げる必要があるからである。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

○消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百四十六号)抄

改正案	現行
<p>(掛金の額)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市町村の消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額は、各年度について、<u>一万九千二百円</u>に前年度の十月一日現在における市町村の非常勤消防団員の条例定員を乗じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(掛金の額)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市町村の消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額は、各年度について、<u>一万七千二百円</u>に前年度の十月一日現在における市町村の非常勤消防団員の条例定員を乗じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p>

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令案読替条文

読 替 後	読 替 前
<p>(掛金の支払期限等)</p> <p>第六条 法第七条第二項に規定する支払期限は、平成十九年度の基金又は指定法人に対する掛金の額(以下「新掛金額」という。)[。]のうち、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第 号)による改正前の第四条第一項及び第三項の規定による掛金の額に相当する金額の掛金(以下「旧掛金額」という。)については、<u>は同年度の四月末日、新掛金額から旧掛金額を控除した残額に相当する金額の掛金については同年度の十月末日とする。ただし、市町村又は水害予防組合は、特別な事情がある場合であつて当該市町村又は水害予防組合との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約(以下「契約」という。)を締結している基金又は指定法人の同意を得たときは、新掛金額のうち、同年度の四月末日までに、旧掛金額の 二分の一に相当する金額の掛金を、同年度</u></p>	<p>(掛金の支払期限等)</p> <p>第六条 法第七条第二項に規定する支払期限は、各年度について、<u>当該年度の四月末日</u></p> <p>とす。ただし、市町村又は水害予防組合は、特別な事情がある場合であつて当該市町村又は水害予防組合との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約(以下「契約」という。)を締結している基金又は指定法人の同意を得たときは、各年度の四月末日 <u>までに、当該年度の掛金の額の二分の一に相当する金額の掛金を、当該年</u></p>

の十月末日までに、新掛金額から旧掛金額の二分の一に相当する金額を控除した残額に相当する金額の掛金を当該基金又は指定法人に対して支払うことができる。

2 基金又は指定法人との間に新たに契約を締結した市町村又は水害予防組合の当該契約を締結した日（当該契約

が法第五十一条第五項の規定により同項に規定する契約解除の日の翌日に締結されたものとみなされた場合、同条第六項において準用する同条第五項の規定により同項に規定する契約解除の日の翌日に締結されたものとみなされた場合、第十一条第二項の規定により廃置分合の日に締結されたものとみなされた場合又は第十八条第二項の規定により水害予防組合が新たに設置された日（以下「組合設置の日」という。）に締結されたものとみなされた場合にあつては、それぞれ当該契約が締結されたものとみなされた日（以下「組合設置の日」という。）に締結されたものとみなされた日）の属する年度が平成十九年

度である場合における同年度の掛金の支払期限は、前項の規定にかかわらず、新掛金額のうち、旧掛金額については当該契約を現に締結した日から起算して一月を経過する日（以下この項において「初年度支払期日」という。）、新掛金額から旧掛金

度の十月末日までに、当該年度の掛金の額から当該二分の一に相当する金額を控除した残額に相当する金額の掛金を当該基金又は指定法人に対して支払うことができる。

2 基金又は指定法人との間に新たに契約を締結した市町村又は水害予防組合の当該契約を締結した日の属する年度（当該契約が法第五十一条第五項の規定により同項に規定する契約解除の日の翌日に締結されたものとみなされた場合、同条第六項において準用する同条第五項の規定により同項に規定する契約解除の日の翌日に締結されたものとみなされた場合、第十一条第二項の規定により廃置分合の日に締結されたものとみなされた場合又は第十八条第二項の規定により水害予防組合が新たに設置された日（以下「組合設置の日」という。）に締結されたものとみなされた場合にあつては、それぞれ当該契約が締結されたものとみなされた日の属する年度）の掛金の支払期限

は、前項の規定にかかわらず、当該契約を現に締結した日から起算して一月を経過する日（以下この項において「初年度支払期日」という。）

額を控除した残額に相当する金額の掛金については当該基金又は指定法人が定める期日とする。ただし、市町村又は水害予防組合は、特別な事情がある場合であつて当該市町村又は水害予防組合との間に契約を締結している基金又は指定法人の同意を得たときは、新掛金額のうち、初年度支払期日までに、旧掛金額の二分の一に相当する金額の掛金を、当該基金又は指定法人が定める期日までに、新掛金額から旧掛金額の二分の一に相当する金額を控除した残額に相当する金額の掛金を当該基金又は指定法人に対して支払うことができる。

3 法第七条第三項に規定する政令で定める額は、その未納の掛金の額につき年十四・六パーセントの割合で支払期限の翌日から支払の日までの日数によつて計算した額とする。

第十四条 新設市町村の廃置分合の日の属する年度の次の年度が平成十九年度である場合における同年度の掛金の基金又は指定法人に対する支払期限は、新掛金額のうち、旧掛金額については第六条第一項の規定にかかわらず、同項本文に規定する期日又は第十一条第一項の規定により基金又は指定法人との間に契約を現に締結した日から起算して一月を経過する日のいずれか

とする。ただし、市町村又は水害予防組合は、特別な事情がある場合であつて当該市町村又は水害予防組合との間に契約を締結している基金又は指定法人の同意を得たときは、初年度支払期日までに、当該年度の掛金の額の二分の一に相当する金額の掛金を、当該基金又は指定法人が定める期日までに、当該年度の掛金の額から当該二分の一に相当する金額を控除した残額に相当する金額の掛金を当該基金又は指定法人に対して支払うことができる。

3 法第七条第三項に規定する政令で定める額は、その未納の掛金の額につき年十四・六パーセントの割合で支払期限の翌日から支払の日までの日数によつて計算した額とする。

第十四条 新設市町村の廃置分合の日の属する年度の次の年度の掛金
の基金又は指定法人に対する支払期限は、第六条第一項の規定にかかわらず、同項本文に規定する期日又は第十一条第一項の規定により基金又は指定法人との間に契約を現に締結した日から起算して一月を経過する日のいずれか

遅い日（以下この項において「次年度支払期日」という。）
新掛金額から旧掛金額を控除した残額に相当する金額の掛金に
ついては同年度の十月末日とする。ただし、新設市町村は、特
別な事情がある場合であつて当該新設市町村との間に契約を締
結している基金又は指定法人の同意を得たときは、新掛金額の
うち、次年度支払期日までに、旧掛金額の二分の一に相当する
金額の掛金を、同年度の十月末日までに、新掛金額から旧掛
金額の二分の一に相当する金額を控除した残額に相当する
金額の掛金を当該基金又は指定法人に対して支払うことができ
る。

2 当該年度の十月一日以後において廃置分合があつた場合に
おける新設市町村、存続市町村又は承継市町村の廃置分合の日に
属する年度の次の年度の掛金の支払に対する第四条第一項及び
第三項の規定の適用については、これらの規定中「前年度の十
月一日」とあるのは、「廃置分合の日」とする。

遅い日（以下この項において「次年度支払期日」という。）と
する

。ただし、新設市町村は、特
別な事情がある場合であつて当該新設市町村との間に契約を締
結している基金又は指定法人の同意を得たときは、次年度支払
期日までに、当該年度の掛金の額 の二分の一に相当する
金額の掛金を、当該年度の十月末日までに、当該年度の掛金の
額から当該二分の一に相当する金額を控除した残額に相当する
金額の掛金を当該基金又は指定法人に対して支払うことができ
る。

2 当該年度の十月一日以後において廃置分合があつた場合に
おける新設市町村、存続市町村又は承継市町村の廃置分合の日に
属する年度の次の年度の掛金の支払に対する第四条第一項及び
第三項の規定の適用については、これらの規定中「前年度の十
月一日」とあるのは、「廃置分合の日」とする。

